

<CHECK & CHECK CLUB 会員規約>

株式会社 ベネフィット・ワン

第1条 目的

CHECK & CHECK CLUB（以下「本クラブ」という）は、会員のグルメライフの充実を図り、より豊かで有益な外食機会の実現を目的とします。

第2条 本規約の適用

本規約は、個人で直接に事務局宛に申込みもしくは会員証登録して入会された会員に対し適用されます。

第3条 本クラブのサービス

本クラブの会員は、本クラブの加盟店をご利用いただく際に、優待割引等のサービスを利用することができます。

第4条 入会・登録手続き

本クラブの目的に賛同し本規約を承認の上、本クラブ事務局（以下「事務局」という）へ所定のフォームで入会または会員登録の申込みをされ、事務局によって認められた個人をその年度の会員証登録会員として登録します。

なお、「年度」とは、本クラブのガイドブックの年度をはさんでその発行予定時期であるその前年の11月頃から翌々年の3月31日までのおよそ17ヶ月の期間を指します。

第5条 年会費

1. 事務局に直接申込まれた会員は、本クラブよりお届けする払込案内に基づき、別途定める年会費を、振込みまたはクレジットカード自動引落としの方法で本クラブにお支払いいただきます。年会費の支払方法は、コンビニエンス・ストアまたは郵便局経由の振込みとクレジットカードの自動引落としのいずれかを選ぶことができます。

2. 取扱店にてお申込みいただいた会員は、お申込み店に年会費をお支払いいただきます。

お支払の方法は、取扱店の決済規定に準じます。

3. 年会費をお支払いいただくと、原則として、ご希望のエリア（地域）のガイドブック1冊と会員証1枚が発行されます。

4. 年会費はご希望のエリアによって価格が異なります。それは掲載店数が異なるためです。

第6条 会員証の発行

1. 各会員宛に「CHECK & CHECK CLUB 会員証」が、事務局に申込まれた個人の名義で1枚発行され、登録された宛先に送付されます。

2. 1枚の会員証に対し一つ、年度ごとの会員証番号が付与されます。

3. 会員証の有効期間は、発行日から各年度末までとします。

4. 取扱店にてお申込みいただいた場合、お申込み時に取扱店より会員証をお渡しします。この時点で本サービスをご利用いただくことは可能ですが、事務局への会員証登録はされておらず、会員証登録のためには所定のフォームでの手続きが必要です。

第7条 会員証の使用

会員は、会員証の有効期限満了日まで、本クラブ加盟店の利用の際に会員証にある CCC マークを加盟店に提示することにより、本クラブと加盟店とが協定した優待割引などのサービスを利用することができます。

第8条 会員の名義変更

会員は、第10条に定める年々割引資格とともに、配偶者もしくは第二親等までの親族への会員名義の変更をすることができます。その場合、事務局の定めるフォームにより、登録会員本人からの申請が必要です。

第9条 会員証の再発行

1. 事務局に番号登録のある会員証を紛失した場合、会員本人からの申請と所定の再発行手数料にて、紛失した年度の会員証を再発行することができます。
この場合、会員証番号は新しい番号が付与され、紛失した会員証の番号は事務局にて無効登録されます。
2. その年度の会員証番号登録が本クラブにて確認できない場合、会員証は再発行できず、会員は規定の会員証新規発行の場合の定価を支払う必要があります。

第10条 年々割引の取扱い

1. 会員証とガイドブックのセット商品（以下セット商品という）を、直接事務局に毎年継続して申し込んだ場合、その継続年数によって、別途定める年度会費の割引が適用されます。これを年々割引といいます。
2. 原則として、年々割引が適用される商品は、会員がその年度の予約締切り日までに申し込んだセット商品に限定されます。
3. 年々割引が適用される商品の年度会費の支払い手続きは、事務局が公示する締切り期間までに所定のフォームで行うものとします。

第11条 年々割引の不適用

第10条の1～3の事項が、いずれか一つでも満たされない場合、その年度の年々割引は適用されず、原則として定額の年度会費が適用されます。
ただし、事務局への直接申込みが継続され、翌年の申込み時に、第10条の規定が満たされた場合、翌年以降は引続き元々の継続年数に加算された年々割引が適用されます。

第12条 年々割引資格の譲渡

1. 年々割引資格を有する会員は、その資格を配偶者又は第二親等の親族の一人に譲渡することができます。
2. 譲渡の申請は、会員本人が事務局宛に書面で行うものとします。

第13条 年々割引資格の失効

直接事務局へのセット商品の継続申込みが中断した場合、年々割引の適用は終了します。翌年再度事務局へ直接申込みを行った場合、年々割引は初年度価格が適用されます。

第 14 条 自動継続会員

1. 会員が直接事務局にてセット商品の申込みを行い、年度会費の支払い方法としてクレジットカード自動引落としを登録した場合、その会員は「自動継続会員」となり、申込み翌年より毎年 12 月に、初年度と同エリア同数のセット商品が届けられます。
2. 自動継続会員には、第 10 条から第 13 条までの年々割引に関する規定が適用されます。
3. 原則として、自動継続商品は初年度に自動継続として申し込んだセット商品のみとなり、その後追加で申し込んだものは自動継続とはなりません。
4. 自動継続会員は、氏名・住所・電話番号・自動継続商品内容・自動引落としのクレジットカード情報など、登録事項の変更があった場合、毎年 9 月末まで、もしくは毎年度の自動継続変更の締切りまでに、速やかに会員本人より事務局まで連絡を行う必要があります。
5. 自動継続会員の登録のクレジットカード情報に不備があり、事務局が請求不能と判断した場合、本クラブは自動継続商品の発送を停止し、キャンセルとして扱うことができます。
6. 第 4 項の変更連絡締切りを過ぎた後でも、年度内に、会員より正しい登録情報の連絡があった場合、本クラブは前項によりキャンセルした自動継続申込みを復活させ、商品を出荷します。この際、引続きの年々割引価格が適用されます。
7. 自動継続会員が次年度の自動継続登録のキャンセルを希望する場合、毎年 9 月末日まで、もしくは事務局が公示する自動継続変更の〆切までに、会員本人より事務局に、理由と共にキャンセルの連絡をしてください。
上記連絡が事務局にて確認できなかったため新年度商品が発送されてしまった場合は、その年度の自動継続商品のキャンセルはできません。

第 15 条 商品発送後のキャンセル

1. 前条第 7 項の定めに拘わらず、すべての申込みにおいて、申込内容に沿った商品の発送後に、やむを得ない理由が生じてキャンセルを行う場合は、会員は商品到着から 3 週間以内に送料会員負担の上事務局に商品をすべて返却し、本クラブに定額の 30%分の料金のキャンセル手数料を支払うものとします。
2. 前項の場合も、会員が会員証に署名済みの場合は、商品は一切キャンセルまたは返品することができません。また、上記期間を過ぎた年度途中のキャンセルはできません。

第 16 条 遵守事項

会員は、以下の事項を必ず守ってください。

- (1) 会員は、ガイドブック、ホームページに記載のご利用方法と基本ルールを遵守しなければならない。
- (2) 本クラブのサービスの利用に際しては、加盟店の利用規定に従い、万一加盟店に対して、故意または過失により損害を与えたとき、会員はその損害を賠償する。
- (3) 登録会員は、事務局の登録事項に変更が生じた場合、速やかに所定のフォームにて事務局に届け出を行うものとする。
- (4) 本クラブのサービスを営利目的で使用してはならない。

第17条 会員資格の取り消し

1. 会員が次のいずれかの事由に該当する場合は、本クラブは会員資格を取消することができます。会員は、本クラブより会員証返還請求があった場合は直ちに会員証を返却するものとします。
 - ①会員が本規約に定める事項および特約に違反した場合
 - ②事務局にて、会員が申し込んだ年度会費の支払いが確認できない場合
 - ③本クラブの信用等を傷付けるおそれがあると本クラブが判断した場合
 - ④会員として不適切・不適格であると本クラブが判断した場合
 - ⑤申込みおよび登録の内容に虚偽の記載があった場合
 - ⑥第14条第5項の場合
2. 前項に基づき会員資格が取消され、会員証及びその他の商品が返還された場合は、第15条が規定するキャンセルの取扱いが適用されます。
3. 返還請求にも拘わらず会員証を返還せずに使用した場合は、当該会員は、会員証の不正使用を行ったものとみなし、会員証が没収されることがあります。

第18条 個人情報の管理

本クラブは、会員登録に際して会員より届け出られた利用者本人を識別する情報（個人情報）を、別途定める「CHECK & CHECK CLUB 個人情報のお取扱いについて」の下で厳に秘密として管理します。

第19条 規約の変更等

1. 本クラブが本規約の重要な変更を行う場合には、会員に対し、変更後の規約適用開始前に1ヶ月以上の予告期間においてWEBまたは書面で変更内容を周知するものとします。変更の発信から30日以内に会員から不承認または異議の申し出がない場合には、当該変更は承諾されたものとみなします。
2. 変更の通知の発信後14日以内に会員が変更を承諾しない旨を申し出た場合には、変更後の規約適用開始日の前日をもって、当該会員は本会会員としての地位を失うものとします。この場合、第15条が規定するキャンセルの取扱いが適用されます。

第20条 管轄裁判所

会員と事務局の間で訴訟の必要性が生じた場合、事務局の本社所在地を管轄する地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とします。